

海外現地法人に出向した者の給与

Q : 当社は海外に販売拠点を有する法人です。この度、マレーシアにある現地法人に3年間の予定で本社社員を派遣することになりました。この者への給料は現地で支払われますが、現地法人の給与水準が低いことから、その補てんの意味で国内の留守家族に対しても給料を支払う予定です。この場合、国内で支払われる給料について、所得税は課税されるのでしょうか？

A : その社員の勤務がマレーシアにおいてのみ行われるのであれば、国内払いの給料について所得税は課税されません。

【解説】

課税上、1年以上の期間にわたり海外で勤務するために出国している者は、非居住者として取扱われます。

そして、非居住者に支払う給料・賞与については、その勤務が国内において行われる場合にのみ、しかもその国内勤務に基因する部分（国内源泉所得に該当する給料・賞与）に対してのみ我が国で所得税を課税することとなり、それ以外の給料・賞与については、その支払いが国内で行われようと国外で行われようと、我が国の所得税は課されないこととされています。

ご質問の場合、貴社が支払う国内払いの給料・賞与は、マレーシアの現地法人における勤務の対価であり、その勤務が国外においてのみ行われる限り、我が国においては所得税は課税されないこととなります。

